

残席わずか

IT投資（ソフト・ハード）の会計と税務入門（4119087）

IT投資（ソフト・ハード）の会計と税務入門

～自社利用ソフトウェアを中心とした日本基準・IFRS・税務基準の基礎からの解説～

☑コンピュータのハードウェア、ソフトウェアへの投資であるIT投資は多額になっています。システム開発を行う場合、開発コストの範囲をどこまで考えるべきか、年度ごとの運用コストはどのように算定されるのか、IT投資の損失計上はどのような場合に行われるのか等、IT投資の意思決定を行う場合、税務・会計の知識が必要になります。本セミナーでは、IT投資（ハードウェア・ソフトウェア）について、現行の日本基準、IFRS、税務基準について解説します。併せてクラウドコンピューティングの利用における会計処理など最新の動向もお伝えいたします。

開催日時	2019年11月6日(水) 10:00-17:00
カテゴリ	共通業務（契約管理、BCP、コンプライアンス、人的資産管理、人材育成、資産管理）・セキュリティ・システム監査 専門スキル
講師	<p>南俊基 氏 （南公認会計士事務所 公認会計士、税理士） 早稲田大学政治経済学部経済学科卒業、 慶應義塾大学大学院経営管理研究科修了（経営学修士） 監査法人トーマツにて、会社更生法会社の監査や財務調査に従事する。 ソニー株式会社100%出資の経営戦略コンサルティング会社ジェンシスコンサルティング株式会社にて 事業戦略の立案等に従事する。財務省理財局にて財政投融资監査業務に従事する。 バイオベンチャーのテラ株式会社にて、創業時から監査役を務め、2009年にJASDAQ市場に上場する。</p> <p>現在は南公認会計士事務所の代表として、メーカー、IT企業、バイオベンチャー企業等に対して、 事業戦略、財務戦略、コスト管理に関するコンサルタントとして活躍している。 あわせて企業向けに財務、管理会計の研修を数多くこなしている。 総合辞書サイトJLogosを運営するエア株式会社の取締役も務める。 公認会計士、税理士、日本証券アナリスト協会検定会員</p>
参加費	J U A S 会員/ITC : 33,000円 一般 : 42,000円（1名様あたり 消費税込み、テキスト込み）【受講権利枚数1枚】
会場	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会（ユニゾ堀留町二丁目ビル2階）
対象	情報システム開発のマネージャー・リーダー・管理者の方 初級
開催形式	講義
定員	30名
取得ポイント	※ITC実践力ポイント対象のセミナーです。（2時間1ポイント）
ITCA認定番号	ITCC-CPJU9347
ITCA認定時間	6

主な内容

コンピュータのハードウェア、ソフトウェアへの投資であるIT投資は多額になっています。IT投資に対する正しい会計処理が実現されなければ、財務報告の信頼性を歪めることになります。税務・会計の知識は経理部門に求められるものであると一般的には認識されていますが、例えば、システム開発を行う場合、開発コストの範囲をどこまで考えるべきか、年度ごとの運用コストはどのように算定されるのか、IT投資の損失計上はどのような場合に行われるのか等、IT投資の意思決定を行う場合、税務・会計の知識が必要になります。また、会計上はIT資産の評価を下げなければ適切な会計処理といえない場合であっても、税務では損金として認められないなど、近時、税務と会計の処理の違いが大きくなっています。

本セミナーでは、IT投資（ハードウェア・ソフトウェア）について、現行の日本基準、IFRS、税務基準について解説します。併せてクラウドコンピューティングの利用における会計処理など最新の動向もお伝えいたします。

◆主な研修内容：

第1部 自社利用ソフトウェアの会計処理

- (1) 自社利用ソフトウェア会計の概要
 - ・投資時から廃棄時までの一連の流れに沿って
 - ・関係する勘定科目/研究開発費との関係
- (2) 投資計画時
 - ・計画時に考慮しなければならない点
 - ・会計処理上のソフトウェアの分類
- (3) 開発時・取得時
 - ・資産計上要件と資産計上の開始時点
 - ・外部に委託して開発した場合
 - ・内部で開発した場合
 - ・資産計上の終了時点と取得価額の範囲
 - ・必要とされる証憑の確認
- (4) 運用時
 - ・考えられる償却方法
 - ・償却年数の考え方
 - ・保守・バージョンアップの取扱い
 - ・修繕費と資本的支出の区分
- (5) 決算期末時
 - ・減損会計の仕組み
 - ・想定される減損処理例
- (6) 廃棄時
 - ・除却処理
 - ・一部機能を残した場合の取扱い
- (7) クラウドサービスの課題
- (8) その他
 - ・機器組込ソフトウェアの取扱い
 - ・リース契約に基づくソフトウェア・ハードウェアの取得
 - ・少額減価償却資産の取扱い
 - ・ソフトウェアの転用の取扱い
 - ・IFRSにおける会計処理

第2部 自社利用ソフトウェアの税務

- (1) ソフトウェアの取得と税務
- (2) ソフトウェアの取得価額の算定
 - ・外部購入のケース
 - ・自社作成のケース
- (3) ソフトウェアの取得時期
- (4) ソフトウェアの耐用年数と償却方法
- (5) ソフトウェアの評価損・除却損の計上（「除却」と言える条件ほか）